（証券コード　144A）
（発送日）2024年７月12日
（電子提供措置の開始日）2024年７月９日

株 主 各 位

大阪市中央区北久宝寺町二丁目１番10号
エネルギーパワー株式会社
代表取締役社長　米澤　量登

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト　https://kenep.co.jp
上記ウェブサイトにアクセスして、「IR情報」「法定開示」「臨時株主総会招集ご通知」を順に選択のうえ、ご覧ください。

また、上記のほか、東京証券取引所のウェブサイトにも電子提供措置事項を掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エネルギーパワー」又は「コード」に「144A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「[株主総会招集通知/株主総会資料]」からご覧ください。

なお、当日ご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年７月30日（火曜日）午後５時までに当社に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　　2024年7月31日（水曜日）　午前11時
2. 場　　所　　大阪市中央区北久宝寺町二丁目1番10号
　　当社会議室
3. 目的事項
　決議事項
　　議　　案　　定款一部変更の件

以　上

（お願い）

◎ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎ 電子提供措置事項に修正が生じたときは、掲載している当社ウェブサイトに修正事項を掲載いたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社の事業年度は、毎年１月１日から 12 月 31 日までとしておりますが、当社の事業管理等において効率的な業務執行を図るため、当社の事業年度を毎年９月１日から翌年８月 31 日までに変更するものであります。主たる事業の１つであるエンジニアリング事業において収益機会の拡大を図るにあたり、これに合わせた予算統制を採用することにより、適切な開示体制の構築を推進するものであります。

また、決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

２．変更箇所（下線部は変更箇所を示します。）

現　　行	変　更　案
第 １ 条～第 １２ 条　（省略）	第 １ 条～第 １２ 条　（現行どおり）
（定時株主総会の基準日） 第 １３ 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。	（定時株主総会の基準日） 第 １３ 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年８月31日とする。
第 １４ 条～第 ３２ 条　（省略）	第 １４ 条～第 ３２ 条　（現行どおり）
（事業年度） 第 ３３ 条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までの１年とする。	（事業年度） 第 ３３ 条　当会社の事業年度は、毎年９月１日から翌年８月31日までの１年とする。
（剰余金の配当の基準日） 第 ３４ 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月31日とする。 ②　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	（剰余金の配当の基準日） 第 ３４ 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年８月31日とする。 ②　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（中間配当） 第 ３５ 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年６月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。	（中間配当） 第 ３５ 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年２月末日を基準日として中間配当をすることができる。
第 ３６ 条　（省略）	第 ３６ 条　（現行どおり）
（新設）	（附則） 第 １ 条　第33条（事業年度）の規定にかかわらず、第９期事業年度は、2024 年１月１日から2024年８月31日までの８か月とする。 第 ２ 条　本附則は、第９期事業年度に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。

以　上